

貸借取引貸出条件

大阪証券金融株式会社

貸借取引貸出規程（以下「規程」という。）第15条第1項、第18条および第23条の規定に基づき、この貸出条件を定める。

（貸借値段）

- 1 規程第15条第1項に規定する貸借値段は、次に掲げる方法により、銘柄ごとに毎日これを定める。
 - (1) 申込日の市場における売買立会による普通取引の最終値段（気配表示が行われているときは、当該最終気配値段。以下同じ。）とする。
 - (2) 申込日の市場における最終値段がない銘柄については、その前日の貸借値段をもって当日の貸借値段とする。ただし、次のイまたはロに定める場合においては、当該イまたはロに定める計算方法により算出された額を当日の貸借値段とする。
 - イ 申込日が当該銘柄の株式分割等による株式を受ける権利等にかかる権利落日に当たるとき
前日の貸借値段から権利処理価額を差し引いた額（取引所が定める当該銘柄の呼値の単位未満は切り捨てる。）
 - ロ 申込日が当該銘柄の株式併合にかかる権利落日に当たるとき
前日の貸借値段を併合比率（株式併合後の発行済株式総数を併合前の発行済株式総数で除して得た数をいう。）で除して得た額

（貸借担保金率）

- 2 規程第18条第1項に規定する貸借担保金について当該貸付金額または貸付株券等の価額に乗ずる率は、100分の30とする。

（貸借担保金代用有価証券）

- 3 規程第18条第2項の規定により貸借担保金の代用として充てることができる有価証券（以下「貸借担保金代用有価証券」という。）の種類は、次の各号に掲げるものとし、その受入れの際における代用価格は、直近の時価（次項各号に掲げる有価証券の区分に従い、当該各号に定める時価をいう。ただし、短期社債は債券金額とする。）を基準として定める基準価格に当該各号に定める率を乗じて得た額を超えない額とする。
 - (1) 国債証券 100分の95
 - (2) 地方債証券 100分の85
 - (3) 特別の法律により法人の発行する債券
 - イ 政府保証のもの 100分の90
 - ロ その他のもの 100分の85
 - (4) 社債券 100分の85
 - (5) 円貨建外国債券 100分の85
 - (6) 新株予約権付社債券 100分の80
 - (7) 株券 100分の80
 - (8) 優先出資証券（協同組織金融機関の発行する優先出資証券をいう。） 100分の80
 - (9) 投資信託受益証券および投資証券 100分の80
 - (10) 外国株券（外国法人の発行する証券または証書のうち株券の性質を有するものをいう。） 100分の80
 - (11) 外国投資信託受益証券および外国投資証券 100分の80
 - (12) 受益証券発行信託の受益証券 100分の80

(13) 外国受益証券発行信託の受益証券（外国法人の発行する証券または証書のうち受益証券発行信託の受益証券の性質を有するものをいう。） 100分の80

(14) 預託証券（金融商品取引法第2条第1項第20号に規定する預託証券をいう。） 100分の80

4 貸借担保金代用有価証券の時価は、次の各号に掲げる有価証券の区分に従い、当該各号に定めるところによる。

(1) 日本証券業協会が売買参考統計値を発表する債券（新株予約権付社債券を除く。）

日本証券業協会が発表する売買参考統計値のうち平均値

(2) 前項各号に掲げる有価証券（同項第1号から第5号までに掲げるものを除く。）のうち国内の金融商品取引所に上場されているもの

国内の金融商品取引所における最終価格または最終気配値段

(3) 上記以外の有価証券

合理的かつ適正な価格または気配値

（金利および貸株料の率）

5 規程第23条第7項に規定する金利および貸借取引貸株料の率は、次の各号に規定するところにより別に定める率とする。

(1) 規程第23条第1項に規定する融資金利および同条第4項に規定する借株等代り金金利は、年13.0%以内

(2) 規程第23条第2項に規定する貸株等代り金金利は、年11.0%以内

(3) 規程第23条第3項に規定する貸借取引貸株料は、年3.75%以内

（品貸料）

6 規程第23条第7項に規定する品貸料は、貸借取引貸株等超過銘柄に対する取扱いに基づき銘柄毎に決定した品貸料とする。

（遅延損害金の率）

7 規程第23条第8項に規定する遅延損害金の割合は、次の各号に掲げる場合に応じて、当該各号に定めるところによる。

(1) 金銭 年利率14%（1年を365日とする日割計算）

(2) 株券等 遅延損害金の計算対象期間における各日の前日における当該銘柄の品貸料を当該日の当該株券等の時価で除して求められる割合（年利率）に年利率14%を加えて求められる割合（1年を365日とする日割計算）

付 則

1 この改正規定は、平成14年4月1日から実施する。

2 商法等の一部を改正する法律（平成13年法律第128号）附則第7条第1項の規定により、なお従前の例によるとされた転換社債または新株引受権付社債は、新株予約権付社債とみなして、改正後の規定を適用する。

付 則

この改正規定は、平成22年10月12日から実施する。